

## 消費税軽減税率対策補助金 Q&A

### 【申請-C型】

#### I. 申請前

##### 1. C型全般

##### (1) 申請者要件

Q1 軽減税率対策補助金の補助対象者を教えてください。

A1

本事業の補助対象者は、以下の要件を満たす中小企業支援法に規定する中小企業者（Q2 参照）、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他中小企業庁長官が認める者となります。

- (1) A型：軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売<sup>\*1</sup>するために複数税率<sup>\*2</sup>対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者であること。  
 B型：軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者であること。  
 C型：軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取引を行い、事業者間で日頃から軽減税率対象商品を取扱い請求書を発行しており、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書を発行するために、請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者であること。
- (2) 補助対象機器等を補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、財産処分制限期間<sup>\*3</sup>の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。
- (3) 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局が行う調査に協力できること。
- (4) 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むもの（旅館、ホテル又は飲食店を営むものであって、風営法第3条第1項の規定に基づき、風俗営業を営むことについて都道府県公安委員会の許可を受けているものを除く。）でないこと。
- (6) 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
- (7) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。

\*1 「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売」とは、レジ又は券売機を使用して請求書（レシート、領収書等）を発行し、下記を満たすものとする。

- ① 日頃から軽減税率対象商品を販売（著しく安価なものの販売は、認められません。）している。
- ②（軽減税率制度が実施される2019年10月1日以降も）継続して軽減税率対象商品を販売している。

よって、①・②を満たしていることを事務局が確認できない場合は、本事業の申請者となりません。

＊2 軽減税率対象品目

①飲食料品（お酒や外食サービスは除く）

②週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

ただし、外食（飲食店）の場合、テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等が軽減税率の対象となります。

- ＊3 財産処分制限期間とは、取得財産の単価が50万円以上の場合、または、効用の増加価格（改修等で機器に付加された価値）の単価が50万円以上の場合、取得または改修から法定耐用年数の間、廃棄、目的外の使用、他者へ譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のことです。（パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年、その他の電子計算機の法定耐用年数は5年、事務機器、通信機器その他の事務機器の法定耐用年数は5年、ソフトウェアの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数。券売機の法定耐用年数は5年とします。）
- ただし、取得財産の単価が50万円未満であっても、汎用端末（補助率1/2のもの）については、財産処分制限期間が2年となります。

Q2 中小企業支援法に規定する中小企業者とは具体的にどのような企業をいうのですか。

A2

中小企業支援法に規定する中小企業者とは、以下の（1）～（6）に掲げる者となります。

なお、形式上はこの定義にあてはまる事業者であっても、最後に記載している「みなし大企業」に該当する者については補助対象外となりますのでご注意ください。

（1）主たる事業が製造業または次の（2）～（4）以外の業種に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

（注1）製造業のうちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人が中小企業者となります。

（注2）資本金基準、又は従業員基準のいずれか一方を満たしていれば中小企業者となります。また、個人事業主の場合には従業員基準のみで判断することになります。

（（2）～（4）も同様です。）

（2）主たる事業が卸売業に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

（3）主たる事業が小売業に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

（4）主たる事業がサービス業に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(注1) サービス業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業については資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は従業員の数が300人以下の会社及び個人が中小企業者となります。

(注2) サービス業のうち旅館業については資本金の額又は出資の総額5千万円以下の会社又は従業員の数が200人以下の会社及び個人

- (5) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- (6) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記(1)～(4)に掲げる中小企業者で構成される組合等

なお、みなし大企業は補助対象外となります。みなし大企業とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業(※)が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業(※)が所有している中小企業者

③大企業(※)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※ 次の株式会社又は有限責任組合は、この場合における大企業には含まれません。

また、国・地方公共団体等の行政機関又は、独立行政法人も大企業には含まれません。

i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

役員構成、資本金等の構成については登記簿等において、各自でご確認いただくことになります。

Q3 法人ではなく、個人事業主ですが、補助の対象になりますか。

A3

個人事業主は、補助の対象になります。

Q4 本事業における中小企業・小規模事業者等の定義の「従業員数」にパートやアルバイト等の臨時の従業員は含まれますか。

A4

本事業における中小企業等の定義において、常時使用する従業員の数に、個人事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。「臨時の従業員」の判断基準は雇用形態によりますので雇用されている「パートやアルバイト」が「臨時の従業員」に含まれるかは下記を参考に事業者でご判断ください。

※[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q3](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3)

Q5 ○○組合は申請可能ですか。(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会をのぞく。)

A5

特別の法律によって設立された組合であれば、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が

中小企業者（個人事業主を含む。）の場合、補助の対象となります。

特別法によって設立された組合でなければ対象になりません。

ただし、法人格を持たない団体であっても、飲食料品を継続的に事業として販売している場合、団体の規約、構成員の名簿（構成員の2/3以上が中小企業者・小規模事業者であること）、直近2期分の決算書（または納税証明書）、誓約書（責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨の誓約）、店舗の写真（常設販売状況の写真）の書類を提出していただいた場合、補助の対象となります。

Q6 申請の要件である中小企業者・小規模事業者等の定義に「特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者)」と記載されているが、「構成員」とはどこまでの範囲を含めるのですか。准組員や出資者である主婦やサラリーマンも含めるのですか。

A6

「その直接又は間接の構成員たる事業者」は、正会員、准会員、出資者などすべての構成員を指します。

Q7 大企業の出資を受けた子会社（製造業）で、資本金が3億円以下、従業員数が300人以下の場合補助の対象となりますか。

A7

補助の対象となりません。（みなし大企業は補助対象外となります）

Q8 第3セクターはみなし大企業に該当しますか。

A8

地方公共団体は大企業には該当しないため、みなし大企業に該当しません。中小企業者であることなどの本補助金の補助対象要件を満たすのであれば、申請できます。

Q9 農家を営んでいますが、申請できますか。

A9

軽減税率対象商品を継続的に取引している個人事業主や農業法人、農事組合法人は、補助の対象となります。

Q10 地域の農産品を取引するために設立した任意団体は申請できますか。

A10

法人格を持たない任意団体は申請できません。ただし、法人格を持たない団体であっても飲食料品を継続的に事業として取引している団体等は補助の対象となります。申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- ・団体の規約の写し
- ・構成員の名簿（構成員の2/3以上が中小企業・小規模事業者）の写し
- ・直近2期分の決算書（または納税証明書）の写し

- ・誓約書（責任者が本補助金に関する全ての責任を負う旨の誓約）
- ・店舗の写真（常設販売状況の写真）
- ・責任者の本人確認書類

Q11 風営法の許可を受けた事業者であって風営法の適用外の事業で請求書管理システムの改修等を行う場合の申請方法等を教えてください。

A11

次の書類を提出し、風営法の適用外の事業で使用されることが確認できた場合、補助の対象となります。

- ・風営法の営業許可証の写し
- ・風営法に規定する営業の概要

Q12 補助対象外となる事業者を教えてください。

A12

下記事業者は、本事業では対象外となります。

社団法人（一般・公益）、財団法人（一般・公益）、医療法人（社会・社団・財団）、共済組合、地方公共団体、地方公営企業、宗教法人、学校法人、任意団体（法人でも個人事業主でもない事業者。ただし、法人格を持たない団体で飲食料品を継続的に事業として取引している団体等を除く）など、公募要領に定義されている「本事業における中小企業・小規模事業者等の定義」以外の事業者。

Q13-1 本事業の事業目的である、「日頃から軽減税率対象商品を取引しており、軽減税率に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを改修・導入する事業者を支援します」と、申請者の要件である「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取引を行い、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書を発行するために、請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者であること」について、具体的に教えてください。

A13-1

「軽減税率対象商品①」を将来にわたり「継続的に取引を行い②」「区分記載請求書等保存方式に対応した請求書を発行するため③」に「請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある④」「事業者⑤」が対象です。

上記①～⑤の用語については次のとおりです。

- ① 飲食料品（酒類・外食サービスを除く）及び週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）
  - ② 以下のいずれかを満たしているものとします。
    - (a) 主たる事業として、飲食料品の製造又は販売（事業者間取引）していること（全部事項証明書、開業届等で確認します。）
    - (b) 飲食料品を日頃から（毎日）見積、受注、出荷、請求していること（飲食料品の取り扱い頻度について「飲食料品等を記載した仕入請求書」等で確認します。）
- なお、一時的な取引や短期間の取引、著しく安価かつ少量の取引は該当しません。

- ③ 消費税軽減税率制度の実施に伴い、事業者間取引時に区分記載請求書等保存方式に対応した請求書（標準税率 10%と軽減税率 8%を区分して記載された請求書）を発行する必要のある方
- ④ 請求書管理システムを使用して、請求書を発行していること。
- ⑤ 中小企業者（小売業の場合：資本金 5 千万円以下または従業員数 50 人以下の事業者）  
日頃から飲食料品を継続的に取引していることがわかる書類の提出をお願いすることがあります。なお、申請者の要件を満たしていないにもかかわらず、補助金の申請を行った場合、補助金の交付は行いません。

Q13-2 C型の公募要領では、「区分記載請求書等保存方式に対応した請求書を発行するため事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの改修・導入について補助対象」とする旨の説明がありますが、ここでいう事業者間取引に関しては、取引量などの定量的な基準はありますか。

A13-2

C型の補助金交付決定にあたり取引量などの定量的な基準は特段設けておりません。

消費税軽減税率制度では、課税事業者は消費税の申告にあたり仕入税額控除の適用を受けるためには「区分記載請求書」の保存が必要になります。軽減税率対象商品を取引する際に、買い手側の事業者から「区分記載請求書」の交付を求められた場合、売り手側の事業者はその求めに応じて「区分記載請求書」の交付を行うこととなります。

したがって、軽減税率対象商品に関して「区分記載請求書等保存方式」への対応が必要となる事業者（売り手側事業者）は、当然にその取引先に事業者が含まれることになると考えられます。

Q14 現時点では複数税率が適用される商品を取引していないが、今後取り扱う予定がある場合、補助の対象となりますか。

A14

日頃から軽減税率対象商品を取引しており、軽減税率に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを改修・導入する事業者であれば、補助対象となります。

複数税率対応の予定や将来の計画のみで、取引の事実確認が出来ない場合は補助対象となりません。

なお、指定事業者・代理申請協力店が、軽減税率対象商品を取引していない中小企業者に対し、補助金の対象となる請求書管理システムの改修・導入をさせる目的で軽減税率対象商品を取引するよう持ちかけ、請求書管理システムの改修・導入を行っていた場合は、指定事業者・代理申請協力店の登録取り消しになりますので、事務局に報告してください。

## (2) 申請期限

Q15 C型の補助金の申請期間はいつからいつまでですか。

A15

請求書管理システムの改修・導入については、2019年1月1日から2019年9月30日までに請求書管理システムの改修・導入に係る契約が締結されているものが補助対象となります。

改修又は導入完了後、これに係る代金の支払いを終えた後、すみやかに補助金の交付申請を行ってください。

補助金の交付申請受付期限については、2019年12月16日（消印有効）までとなります。

Q16 補助金交付申請を行う際には、補助事業が完了している必要がありますが、「補助事業の完了」とは具体的に何を指すのですか。

A16

補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約が2019年1月1日から2019年9月30日までに締結され、2019年12月16日までに改修・導入および支払いが完了した時点をもって、「補助事業の完了」となります。

※改修・導入期間が補助対象契約期間内であっても、補助対象機器等の売買契約やシステムの導入・改修に係る契約日が2018年12月31日以前である場合は補助対象となりません。

※リース契約を利用する場合、Q81を参照してください。

### (3) 申請手続き

Q17 C-1型の申請は誰が行いますか。

A17

C-1型の申請については、指定事業者（事務局に登録されたシステムベンダー等）による代理申請制度を導入していますので、指定事業者（代理申請者）が請求書管理システムの改修・導入を行う中小企業者を申請者とした申請書の作成、提出書類の準備・発送や事務局との連絡等を行うこととなります。

なお、補助金は申請者本人へ交付されます。また、申請代行費用は補助対象になりません。指定事業者については、本制度の事務局ホームページでご確認ください。

Q18 代理申請とは何ですか。

A18

代理申請とは、申請者に代わり、無料で申請書の記入等申請書類の作成や提出書類の準備・発送、事務局からの申請不備の連絡窓口及び不備の解消を行うことをいいます。

なお、補助金は申請者本人に交付されます。

Q19 共同申請とは何ですか。

A19

請求書管理システムの改修・導入を行う際、ファイナンスリース契約を利用する場合に、中小企業者と指定リース事業者が共同で補助金の申請を行うことを指します。

C-1型は指定事業者、リース事業者および申請者との3者による申請、C-3型についてはリース事業者による共同申請となります。

共同申請者となる指定リース事業者は、本制度の事務局ホームページで公表しています。

なお、ファイナンスリースを活用する場合の補助金の交付先は、共同申請者となる指定リース事業者となります。

Q20 申請書類は全て原本を提出する必要がありますか。

A20

申請書は原本を、添付書類（証憑など）は写しを事務局あてに提出してください。

なお、審査において申請内容を確認させていただく場合がありますので、提出書類は必ずコピーし保管してください。

Q21 補助金は、申請すれば必ず交付されますか。

A21

軽減税率対策補助金は、審査があります。審査においては、日頃から軽減税率対象商品を取引しているか、申請者の要件である中小企業者等に該当するか、補助対象となる機器を申請しているか、補助対象となる経費を申請しているか、補助金額の算出は適切であるか、対象となる期間の導入および改修等であるかなどについて確認をさせていただきます。

また、この際に追加で書類を提出していただく場合があります。

Q22-1 開業届（コピー）がありません。何を提出すればいいですか。

A22-1

個人事業主の場合、提出された開業届にて、中小企業・小規模事業者であること、軽減税率対象商品を継続的に取引していることを確認しています。やむを得ない理由で提出できない場合は、確定申告書（税務署が受領したことが分かるもの）のコピーを提出してください。他の提出書類とあわせて審査をします。なお、審査の過程で、確認が必要な場合、追加書類の提出を求められます。

Q22-2 公募要領に記載されている書類のみの提出で補助金の交付を受けることができますか。

A22-2

公募要領に記載された提出書類が整えば申請できます。しかし、審査の過程で、確認が必要な場合、追加書類の提出を求められます。

（参考：消費税軽減税率対策補助金同意事項）

#### 8. 現地への立入り調査、補助金の返還について

事務局は本事業の適正な実施を図るため、必要に応じて、電話による問合せや追加書類の提出、調査員の立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。また、事務局が認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求められます。

Q23 同意事項とは何ですか。

A23

本補助金を申請するにあたり、ご同意いただきたい事項です。本補助金は、事務局ホームページ、各申請書の末尾に記載されている「消費税軽減税率対策補助金同意事項」をご確認いただき、同意の上、補助金の申請を行っていただきます。



Q24 補助率 3/4 や 4/5 で計算した場合、補助金は 1 円単位まで交付されますか。また、小数点第 1 位以下（1 円未満の端数）の数値はどのように取り扱いますか。

A24

補助金の申請では消費税額を除外した金額で計算いただき、1 円単位まで交付されます。なお、補助率を乗じた際に発生した小数点第 1 位以下（1 円未満の端数）の数値は切り捨てとなります。

Q25 郵送方法に指定はありますか。レターパックや宅急便で送ってよいですか。

A25

必ず郵送にてご送付ください。なお、レターパックは利用可能ですが、メール便や宅配便等のご利用いただけません。

- ・書類の量により郵送料が変わります。料金不足による不着とならないよう、郵便窓口からの郵送をおすすめします。
- ・申請書類には個人情報が多く含まれますので、郵送の際は簡易書留等、記録の残る方法による送付をおすすめします。
- ・郵送料は申請者のご負担となります。
- ・郵送後に申請書類の不備に気づいても、追加の郵送は行わないでください。（追加で郵送されても受付できません。）事務局からの不備の連絡（お知らせ）に従い、改めてご郵送ください。
- ・申請書は折り曲げ厳禁です。
- ・封筒には差出人の住所・氏名を必ずご記入ください。
- ・対象となるレジの導入・改修完了後、支払いを済ませた上ですみやかに申請を行ってください。
- ・郵送につきまして、A 型、B-2 型および C 型の交付申請は 2019 年 12 月 16 日、B-1 型の交付申請は 2019 年 6 月 28 日、また B-1 型の完了報告は 2019 年 12 月 16 日消印分まで有効となります。
- ・代理申請の場合等、複数の申請を一つの封筒に入れて郵送する場合は、封筒に「複数申請書在中」とご記入ください。

また、ホチキスは利用せず申請 1 件ごとにクリアファイルやクリップでまとめて、申請書一式がバラバラにならないようご注意ください。

Q26 申請書郵送後に書類の入れ忘れや記載不備に気づいたがどうすればいいですか。

A26

郵送後に申請書類の不備に気づいても、追加の郵送は行わないでください。

（追加で郵送されても受付できません。）

事務局からの不備の連絡（お知らせ）に従い、あらためてご郵送ください。

#### (4) 仕入れ請求書

Q27 仕入れ請求書（または仕入れ納品書）がありません。何を提出すればいいですか。領収書でも申請書類として有効ですか。

A27

原則、飲食料品等を記載した仕入れ請求書（または仕入れ納品書）を仕入れ先からご入手の上、ご提出ください。

Q28 「仕入請求書」に記載された請求額が「0円」の場合でも申請書類として有効ですか。

A28

提出書類を確認したうえで、必要に応じ、再提出や販売実績等の追加書類の提出を依頼する場合があります。

Q29 仕入れ請求書が提出できないため、代わりにレシートや領収書を提出してもいいですか。

A29

レシートや領収書は仕入請求書の代わりとはなりません。飲食料品を継続して取引していることを確認するため、原則、飲食料品等を記載した仕入れ請求書（または仕入れ納品書）を仕入れ先からご入手の上ご提出ください。

なお、提出が困難な場合は、提出できない理由を書面にてご提出ください。審査の過程で必要に応じ、追加書類の提出を依頼することがあります。

Q30 各店舗で仕入れを行っているため仕入れ請求書の宛名が申請書記載の事業者名称と一致しないが申請可能ですか。

A30

交付申請書記載の事業者名称と一致しているもののみ、ご提出ください。

Q31 代理申請者に取引先を知られたくないため、仕入納品書の提出はしたくないが、どのようにすればよいか。

A31

仕入納品書の取引先部分を黒塗りにして、提出していただいてもかまいません。

なお、必要に応じ、軽減税率対象商品（飲食料品等）を継続的に取引していることのわかる売上実績等の事実確認をさせていただく場合がございます。

## (5) 対象製品の購入

Q32 クレジットカード払い（割賦契約）は対象となりますか。

A32

原則認めていません。ただし、クレジットカード払い（割賦契約）は、補助対象機器の支払いがすべて完了している場合はご申請いただけます。

なお、クレジットカード払い（分割払い）を利用して支払いを行う場合、クレジットカードで決済を行った日は2019年9月30日までである必要があります。また、申請者の銀行口座等からクレジットカードの引落しが補助金の申請期限である2019年12月16日までに完了したものが対象となります。

ただし、C-1型、C-3型において、クレジット決済を行った日が2019年10月1日以降となる場合は、2019年9月30日までに売買契約やシステムの改修・導入に係る契約を締結し、申請者の銀行口座等からクレジットカードの引き落としが補助金の申請期限である2019年12月16日までに完了したものが対象となります。

Q32-2 申請者と別の名義でクレジットカード払いを行いましたが無題ないですか。

A32-2

申請者と別の名義のクレジットカード払いを行った場合、補助金が認められない場合があります。

Q33 割賦契約は対象とならないのですか。

A33

本補助金は、補助事業の完了後に補助金の申請を行い、審査後、交付されます。補助事業の完了は、補助対象機器等を導入・改修を行い、支払を完了した時点としております。割賦契約の支払いが完了していない場合、補助事業が完了していないため、申請できません。

Q34 ポイント利用、値引き、キャッシュバック等によりパッケージ製品・サービスや物品（ハードウェア等）を導入したが問題ないか。

A34

ポイント利用、値引き、キャッシュバック等によりパッケージ製品・サービスや物品（ハードウェア等）を導入した場合は、当該減額分について、補助金の対象外となります。

## (6) リース関連

Q35 購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。

A35

リース（ファイナンスリースに限る）による請求書管理システムの改修・導入も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。指定リース事業者一覧は、本制度の事務局ホームページでご確認ください。

なお、補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係るリース契約が、2019年1月1日から2019年9月30日までに締結されたものとします。また、リース開始日が当該期間であることが必要です。

ただし、リース契約日またはリース開始日が、2019年10月1日以降となる場合においても、申請者、共同申請者（指定リース事業者）、販売事業者の三者間で、請求書管理システムの導入等を行うことを2019年9月30日までに合意した場合は、リース契約が2019年9月30日までに締結されたものとみなし補助の対象となります。なお、補助金の申請期限である2019年12月16日までに、リース開始をすることが必要です。

リースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれます。また、C-2型は自己導入型のため、リース利用は補助対象外となります。

Q36 リースを活用した場合はリース事業者に補助金が交付されるのですが、請求書管理システムの改修・導入を行った中小企業者に補助金がどのように還元されるのですか。

A36

補助金の交付を受けたリース事業者は、その補助金交付相当額についてリース料総額を減額する方

法により、中小企業者に還元することになります。

Q37 指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。

A37

本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧ください、お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を申請者の方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q38 リース契約を締結する場合、リース契約書の様式の定めはありますか。

A38

指定リース事業者が使用している様式を使用してください。

Q39 オペレーティングリース取引は対象になりますか。

A39

オペレーティングリース取引は補助対象となりません。

Q40 所有権移転ファイナンスリースは補助対象になりますか。

A40

所有権移転ファイナンスリースは、原則、補助対象になりません。

ただし、所有権移転外ファイナンスリースは補助対象となります。

Q41 残存価額設定リースは補助対象となりますか。

A41

残存価額設定リースは、ファイナンスリースにあたらなため補助対象となりません。

Q42 グループ会社（親会社、子会社、関連会社等）全体で事業を行っていますが、グループ会社のうち1社が指定リース事業者からレジのリースを受け、そのレジを他のグループ会社に転リースする場合は補助対象となりますか。

A42

転リースを活用したレジの導入等に関しては、指定リース事業者からリースを受け、かつ、転リース先が申請者の要件を満たす場合に補助対象となります。当該事項を確認するために、審査の過程で必要に応じて追加書類の提出を依頼しますのでご協力ください。

個別の対応となるため、コールセンターへお問合せください。

Q43 リース料には、補助対象となる物件の購入費用のほかに維持管理費用相当額（リース物件に係る租税公課、保険料等の諸費用ほか、メンテナンスその他のサービス対価）を含めることができますか。

A43

リース料には補助対象とならない維持管理費用相当額を含めることが可能です。

Q44 リースを利用して補助金申請を行う場合、「指定事業者と指定リース事業者間の売買契約書」が提出書類として記載されていますが、包括的な契約を締結しているため、個別の案件で契約書を取り交わしていません。この場合の対応方法について教えてください。

A44

リース金額とその内訳金額が確認できる書類をご提出ください。

「リースとなる補助対象機器等の見積書」等で代用することも可能です。

なお、審査の過程で、個別に確認させていただくことがあります。

Q44-1 リースを利用して補助金申請を行う場合、「指定事業者と指定リース事業者間の売買契約書」が提出書類として記載されていますが、売買契約書を取り交わしていません。この場合、他の書類で代用できますか？

A44-1

リース金額とその内訳金額が確認できるのであれば、下記の書類で代用できます。

(1) 「注文書」と「注文請書」等（一方だけでは代用できません）

または

(2) 「リースとなる補助対象機器等の見積書」等

なお、審査の過程で、個別に確認させていただくことがあります。

Q45 リースを利用して補助金申請を行う場合、「物件借受証」が提出書類として記載されていますが、「物件借受証」を発行しない場合があります。この場合の対応方法について教えてください。

A45

物件の引渡しが行われた日の確認をいたしますので、借受日が確認できる書類をご提出ください。

## (7) 他制度の併用

Q46 中小企業を支援する税制措置との併用は可能ですか。

A46

税制措置との併用は可能です。

Q47 他の補助金との併用は可能ですか。

A47

軽減税率対策補助金において、補助対象とした機器等に対しては、他の補助金との併用はできません。

Q48 補助金を受けた場合、融資制度を利用することはできますか。

A48

請求書管理システムの改修・導入等のための費用については日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から最優遇金利で融資を受けることも可能です。

詳細は、お近くの公庫支店までお問い合わせください。

## (8) 注意喚起

Q49 現地確認はありますか。

A49

本事業の適正な実施を図るため、審査中の案件、補助金交付済みの案件などに対し、随時、調査員の立ち入りを含めた現地調査を行っております。

現地調査においては、公募要領に記載されている内容を満たしているか等について、現地において確認をさせていただきます。

(参考：消費税軽減税率対策補助金同意事項)

### 8. 現地への立入り調査、補助金の返還について

事務局は本事業の適正な実施を図るため、必要に応じて、電話による問合せや追加書類の提出、調査員の立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。また、事務局が認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。

## 2. C型共通 申請関連

Q50 C-1型、C-2型、C-3型の違いを教えてください。

A50

- ・C-1型：軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムを事務局に登録されたシステムベンダー等の指定事業者が改修・導入を行う場合にその費用の一部を補助します。
- ・C-2型：軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムのソフトウェアを中小企業・小規模事業者等が自ら購入・導入を行う場合に、その費用の一部を補助します。
- ・C-3型：軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの事務機器の改修・導入を行う場合にその費用の一部を補助します。

Q51 補助金上限額を教えてください。

A51

C型「請求書管理システムの改修等支援」において、異なる申請タイプで申請した場合も含めて1事業者あたりの補助金上限額は150万円となります。なお、ハードウェア（汎用端末）の補助率

は、1/2 で、1 事業者あたりの補助金上限額は 10 万円となります。また、C-3 型導入は事務機器導入 1 台あたり 20 万円、機器設置等は 1 台あたり 20 万円を加算、C-3 型改修は事務機器 1 台あたり 20 万円が上限額となっております。

Q52 B 型と C 型を併用申請する場合の補助金上限額を教えてください。

A52

B 型と C 型の両方の補助金を申請する場合は、C 型「請求書管理システムの改修等支援」において、異なる申請タイプで申請した場合も含めて 1 事業者あたりの補助金上限額は 150 万円となります。なお、ハードウェア（汎用端末）の補助率は、1/2 で、1 事業者あたりの補助金上限額は 10 万円となります。また、C-3 型導入は事務機器導入 1 台あたり 20 万円、機器設置等は 1 台あたり 20 万円を加算、C-3 型改修は事務機器 1 台あたり 20 万円が上限額となっております。

B 型（受発注システム）の申請内容	B 型と C 型の合計の補助金上限額
発注システムを申請した	1 事業者あたり 1 0 0 0 万円
受注システムを申請した	1 事業者あたり 1 5 0 万円
発注システムと受注システムの両方を申請した	1 事業者あたり 1 0 0 0 万円

Q53 1 事業者で複数回申請できますか。

A53

C 型においては、1 事業者あたり、原則、1 申請となります。

Q54 B 型で申請した補助対象範囲に、C 型の請求書管理システムである補助対象範囲が含まれる場合、どのように申請すればよいですか。

A54

B 型に C 型の補助対象範囲が含まれる場合は、B 型で申請するときに C 型を含めてください。

Q55 A-4 型で POS を導入するためにパソコンにソフトウェアをインストールして補助金の交付を受けました。同じパソコンに請求書管理システムをインストールした場合、補助の対象となりますか。

A55

異なる申請タイプであっても、同一の機器やサービスについて重複して補助金を申請することはできません。

Q56 多角化経営で小売業と製造業を営んでおり、A 型の対象機器でレシートを発行し、C 型の対象機器で請求書を発行する場合、A 型と C 型の併用申請は可能ですか。

A56

A 型の対象機器と C 型の対象機器が別々のものであり、それぞれが独立している機器の場合は併用申請が可能です。

Q57 ホテル会計システムは、A-4型、C型のどちらの申請タイプですか。

A57

POS 機能を含むため、A-4型に該当します。

Q58 申請者自身でC-2型のソフトウェア（パッケージ製品およびサービス）を導入するが、一部、ベンダーがインストール作業を行う場合の申請方法について教えてください。

A58

C-2型は、事務局に登録されたC-2型のソフトウェア（パッケージ製品およびサービス）を、申請者が自ら導入を行う場合です。ベンダー（指定事業者）がインストール作業などを行なって費用が発生する場合は、C-1型での申請となります。

Q59 2023年10月から導入される「適格請求書等保存方式」のために、請求書管理システムを改修した場合も、C型での申請は可能ですか。

A59

本補助金の公募要領には、「適格請求書等保存方式」への対応する場合も補助対象としています。これは、本補助金の事業目的にある消費税軽減税率制度の実施に伴い「区分記載請求書等保存方式」に対応した請求書を発行するための改修・導入時に、あわせて「適格請求書等保存方式」への対応を行う場合を補助対象としていることを指します。

Q60 インターネット上のECサイトにおいて、商品を購入する際の注文システムについての改修も、補助対象となりますか。

A60

ECサイトのシステム改修または構築は、補助対象外となります。

Q61 請求書を発行する機能を含む財務会計システム、販売管理システムを改修・導入する場合、システム全体の改修・導入が補助対象となりますか。

A61

C型は、補助対象範囲である「区分記載請求書等保存方式の請求書を発行」する部分のみ補助対象となります。なお、補助対象外の機能を含むソフトウェア（パッケージ製品およびサービス）については、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。

### 3. C-1型 申請関連

Q62 C-1型の「改修・導入作業費」に補助対象外費用が含まれている場合、申請は可能ですか。

A62

C-1型の「改修・導入作業費」については、補助対象作業費と補助対象外作業費を明確に切り分けていただければ申請は可能です。様式C1-3の「作業定義書兼精算見積書」の「改修・導入に係る作業工数」の欄で「請求管理」「その他の作業（補助対象外）」に切り分けてください。



Q63 C-1型での操作説明や指導料といった費用はどこに含めればよいですか。

A63

付帯費用としてご申請ください。

#### 4. C-1型、C-2型 申請関連

Q64 C-1型、C-2型で導入する際、補助対象外の機能を含むソフトウェアの補助率を教えてください。

A64

補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。

Q65 C-1型およびC-2型では、パソコンは補助対象となりますか。

A65

請求書発行に必要となるパソコンは、補助対象経費であるハードウェアとして対象となります。ただし、パソコン・プリンタ（汎用機器）は必要最低限のものが、補助対象となります。なお、1事業者あたりのハードウェア補助上限額は10万円となります。

## II. 申請後

### 1. C型 全般

Q66 既に確定通知を受領済みだが、申請書に記載した振込先を変更できますか。

A66

申請時にご登録いただいた口座への振込となりますので、変更はできません。

Q67 補助金交付後に注意すべき点を教えてください。

A67

- ・事務局は、申請者が補助金交付後も正しくその機器等を利用しているか確認を行う場合があります。その際は、事務局の求めに応じて、情報の提供や現地検査への協力を行う必要があります。
- ・補助金交付後、申請者は補助対象となる機器に「軽減税率対策補助金」を利用して取得していることがわかるように、申請者自身がシールを作成し、貼付してください。（ペン等での記載も可。）
- ・補助の対象となった機器等（付属機器を含む）は、補助金の目的に沿った使い方をしてください。

Q68 補助金の交付を受けた請求書管理システムについて処分制限はありますか。

A68

補助金の交付対象となった取得財産等については、消費税軽減税率対策費補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）第21条に基づき、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

また、「取得財産または効用の増加価格の単価が50万円以上の財産」及び「取得財産の単価が50万円未満のタブレット等」については、財産処分制限期間中(※)、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

ただし、取得財産等処分承認申請書（様式第11）により、事務局の承認を受けた場合は、この限りではありません（補助金相当額の返納を求める場合があります）。

（※）財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数の期間です（パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年、その他の電子計算機の法定耐用年数5年、ソフトウェアの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数。）。

ただし、取得財産の単価が50万円未満のタブレット等については2年です。

Q69 既に補助金交付済みですが、申請者である代表者が変わった（何らかの理由により交代した）場合、どのような手続きが必要ですか。

A69

個別の対応となるため、コールセンターへお問合せください。

Q70 申請が承認済、振込済後に申請者事由によるリース契約の解約があった場合、どのような手続きが必要ですか。

A70

本補助金においては、原則、リース契約の解約はできません。すみやかにコールセンターにご相談ください。

Q71 補助金の交付後にリース料金の支払い回数を変更する場合、何か手続きが必要ですか。

A71

個別の対応となるため、コールセンターにお問い合わせください。

Q72 C型の補助金交付が決定した場合、通知がされますか。

A72

補助金交付決定通知兼補助金額確定通知書が中小企業者宛に発行されます。

リースを利用して申請した場合は、中小企業者及び共同申請者となるリース事業者宛に発行されます。なお、代理申請者には、発行されません。

Q73 C型では申請後、どのくらいの期間で補助金が振り込まれますか。

A73

申請書類に不備等がなければ、申請から補助金交付まで、およそ2～2.5ヵ月の予定です。

### Ⅲ. その他

Q74 軽減税率制度や軽減税率対策補助金に関するパンフレットはありますか。

A74

軽減税率制度については国税庁のホームページにリーフレットやQ&A等が掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>

軽減税率対策補助金については事務局のホームページにパンフレットが掲載されています。

[https://kzt-hojo.jp/system\\_guide/](https://kzt-hojo.jp/system_guide/)

Q75 自社のホームページに、軽減税率対策補助金事務局のホームページへのリンクを貼ってもいいですか。

A75

原則リンクフリーです。内容を正しく記載の上、リンクをお貼りください。

リンクの設定をされる際は、「軽減税率対策補助金事務局のホームページ」へのリンクである旨明示をお願いします。

Q76 軽減税率対策補助金事務局のホームページ上にある画像、素材を使用したい。

A76

軽減税率対策補助金事務局のホームページにある素材をご利用いただくことは可能です。但し、改ざん・修正を行わないでください。

#### IV. 手続要件の変更について

Q77 C-1 型、C-3 型の手続要件の変更について教えてほしい。

A77

公募要領における請求書管理システムの「改修（導入）・支払いの期限」について軽減税率制度が始まる今年 10 月 1 日の直前（9 月 30 日）までに請求書管理システムの改修・導入に関する「契約等の手続きが完了」していることに変更します。

これにより、9 月 30 日以降に改修（導入）・支払いが行われるものも本補助金の対象となりますが、12 月 16 日の補助金申請期限までに改修（導入）・支払いを完了してください。

Q78 2019 年 9 月 30 日までに補助対象となる請求書管理システムの改修（導入）、設置、支払いがすべて完了していないと補助対象とはなりませんか。

A78

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日である 2016 年 3 月 29 日（A-5 型・A-6 型・C-1 型・C-3 型については、2019 年 1 月 1 日）から 2019 年 9 月 30 日までに、補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約が締結されており、補助金の申請期限である 2019 年 12 月 16 日までに補助対象となる請求書管理システムの改修・導入および支払いが完了している場合は補助対象となります。申請される際に補助対象契約期間中に契約を締結したことがわかる書類もあわせてご提出ください。

Q79 2019 年 9 月 30 日までに補助対象機器の支払いは完了させるが、2019 年 9 月 30 日までに導入および設置が完了しない場合でも補助対象となりますか。

A79

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日である 2016 年 3 月 29 日（A-5 型・A-6 型・C-1 型・C-3 型については、2019 年 1 月 1 日）から 2019 年 9 月 30 日までに支払いが完了し、補助金の申請

期限である 2019 年 12 月 16 日までに補助対象となる請求書管理システムの改修・導入が完了している場合は補助対象となります。

Q80 2019 年 9 月 30 日までに補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約を締結したが、支払いまたは納品（改修・導入）が 2019 年 12 月 17 日以降になる場合、補助対象となりますか。

A80

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日である 2016 年 3 月 29 日（A-5 型・A-6 型・C-1 型・C-3 型については、補助金の申請期限である 2019 年 1 月 1 日）から 2019 年 9 月 30 日までに、補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約が締結されており、補助金の申請期限である 2019 年 12 月 16 日までに補助対象となる請求書管理システムの改修・導入および支払いが完了している必要があるため、支払いまたは納品（改修・導入）が 2019 年 12 月 17 日以降になる場合は補助対象外となります。

Q81 リースの場合、リース契約日が 2019 年 9 月 30 日までであれば、リース開始日は 2019 年 10 月 1 日以降でも補助対象となりますか。

A81

補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係るリース契約が、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日である 2016 年 3 月 29 日（A-5 型・A-6 型・C-1 型・C-3 型については、2019 年 1 月 1 日）から 2019 年 9 月 30 日までに締結された場合は補助対象となります。また、リース開始日が当該期間中であることが必要です。ただし、リース契約日またはリース開始日が、2019 年 10 月 1 日以降となる場合においても、申請者、共同申請者（指定リース事業者）、販売事業者の三者間で、請求書管理システムの改修・導入を行うことを 2019 年 9 月 30 日までに合意した場合は、リース契約が 2019 年 9 月 30 日までに締結されたものとみなし補助の対象となります。なお、補助金の申請期限である 2019 年 12 月 16 日までに、リース開始をすることが必要です。

Q82 補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約書はないので、発注書（注文書）または受注書（注文請書）でも問題ないですか。

A82

発注書（注文書）および受注書（注文請書）において、売買契約書と同じ項目が明記されていれば、契約書としてみなされる場合もございますので、コールセンターへお問い合わせください。

Q83 補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約書の必要項目を教えてください。

A83

次の項目が記載された契約書を申請書に添付して提出してください。

- ・ 補助対象となる請求書管理システムの改修・導入に係る契約意思を確認していること
- ・ 指定事業者名（押印）
- ・ 申請者（中小企業・小規模事業者）名（押印）
- ・ 対象となる請求書管理システムの名称、金額
- ・ 契約をした日

なお、上記以外の記載があっても問題ありません。

※中小企業・小規模事業者等の申し出により、支払いを完了する日（リースの場合はリース契約日）が2019年9月30日以前である場合、提出は不要です。

Q84 2019年10月1日以降に開店します。補助の対象となりますか。

A84

本補助金は、本来、軽減税率制度が始まる2019年10月1日より前に（2019年9月30日まで）、事業者の方々に事前の準備を行っていただくことを促進するためのものです。そのため、これまでは2019年9月30日まで請求書管理システムの改修・導入を完了する場合について補助の対象としてきたところです。このたびの要件の変更は、事業者の方々の責めによらない事由により9月30日までに補助金申請上の要件が完了しない場合に対応するために補助対象期間の取扱いを変更したものですので、ご質問のケースについては、上記の事由とは異なる理由によるものであり本補助金の対象とはなりません。

Q85 2019年8月の軽減税率対策補助金の手続要件の変更により、「補助対象契約期間中に契約を締結したことがわかる書類」を提出する場合、すでに、C型の事業に着手済みですが、契約証書等を取り交わしていない場合は、どのようにすればいいですか。

A85

新たに契約証書を締結してください。このとき、契約をした日、契約証書を取り交わした日を記載してください。契約証書を取り交わした日が2019年9月30日以降となる場合、補助の対象となりません。